

北の国災害サポートチーム 活動 規程（3）

第1章 経理

第1条（会計区分） この団体の会計について、法令の要請等により必要とされる場合は、会計区分を設けるものとする。

第2条（勘定科目の設定） この団体の会計においては、財務及び会計のすべての状況を的確に把握するため必要な勘定科目を別途定める。

第3条（会計帳簿） この団体の会計帳簿は、次のとおりとする。

- (1) 主要簿
 - ア 仕訳帳
 - イ 総勘定元帳
- (2) 補助簿
 - ア 現金出納帳
 - イ 預金出納帳
 - ウ その他必要な勘定補助簿

第4条（収支予算書の作成） 収支予算書は、事業計画に基づき、毎会計年度開始前に代表が作成し、総会の議決により定める。

2 収支予算書は、損益計算書に準ずる様式をもって作成する。

第5条（収支予算の執行） 各事業年度における費用の支出は、収支予算書に基づいて行うものとする。

2 収支予算の執行者は、代表とする。

第6条（決算整理事項） 代表は、毎会計年度終了後に、当該会計年度末における次の書類を作成しなければならない。

- (1) 貸借対照表
- (2) 損益計算書（正味財産増減計算書/活動計算書）
- (3) 計算書類（貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書/活動計算書）をいう。）の附属書類
- (4) 財産目録

第7条（計算書類等の確定） 代表は、前条各号に掲げる書類について、事業報告とともに監事の監査を受けた後、監事の意見を添えて役員会へ提出し、その承認を経た上で、総会において承認を得て、決算を確定する。

第8条（改廃） この規程を改廃するときは、役員会の議決を経なければならない。

（附則）

この規程は、2020年5月1日から施行する。（2020年5月1日役員会議決）

以 上